

飛島村介護保険住宅改修費受領委任払い制度の取扱事業者の登録申請について

1 提出書類

飛島村介護保険住宅改修費受領委任払い制度の取扱事業者として登録いただくには、次の書類を提出していただく必要があります。

- (1) 飛島村住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者 登録届出書(様式第1号)
- (2) 飛島村住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱誓約書(様式第2号)
- (3) 飛島村住宅改修費受領委任払い制度 代理受領に係る届出書(様式第3号)

2 事業者登録の方法

事業者登録は、住宅改修を施工する事業所ごとに行っていただきます。

多くの事業者の方は、事業者自身が住宅改修を行う事業所であるかと存じますが、事業者の方が複数の事業所をお持ちの場合には、それぞれの住宅改修を行う事業所ごとに登録をしていただくため、登録申請に際して提出していただく書類は、登録を行う事業所の箇所数分ご用意いただく必要があります。

なお、様式第1号、様式第2号、様式第3号いずれの様式も申請者欄は事業者代表者名でご記入いただきます。

3 住宅改修費の代理受領

事業者代表者の方が、住宅改修の代理受領者となります。そのため「飛島村住宅改修費受領委任払い制度 代理受領に係る届出書(様式第3号)」は、事業者代表者のお取引のある金融機関(郵便局を除きます。)についてご記入ください。

4 住宅改修費の代理受領の例外

前記3のとおり、住宅改修費の代理受領者は、事業者代表者の方が原則となりますが、登録する事業所ごとに受領することも可能です。

なお、その場合には、事業者の代表者から事業所の代表者等への委任状が必要となります。

5 事業者登録のパターン

事業者登録のパターンは、次の4パターンが想定されます。

それぞれのパターンに応じて、「事業者登録のパターンと登録申請書類の記入について」を参考に申請書類を作成ください。

1 パターン1：事業者と事業所が同一の場合

事業者

(株)飛島工業 代表取締役 飛島一郎

住宅改修施工事業所 (株)飛島工業 代表取締役 飛島一郎

住宅改修費の代理受領者 (株)飛島工業 代表取締役 飛島一郎

2 パターン 2 : 事業者と事業所が異なる場合

事業者 (株)飛島工業 代表取締役 飛島一郎

住宅改修施工事業所 (株)飛島工業第一営業所 営業所長 飛島二郎

住宅改修費の代理受領者 (株)飛島工業 代表取締役 飛島一郎

3 パターン 3 : 事業者が複数の事業所を有する場合

事業者 (株)飛島工業 代表取締役 飛島一郎

住宅改修施工事業所 (株)飛島工業第一営業所 営業所長 飛島二郎

(株)飛島工業第二営業所 営業所長 飛島三郎

住宅改修費の代理受領者 (株)飛島工業 代表取締役 飛島一郎

4 パターン 4 : 住宅改修費の代理受領者を事業者代表でなく、事業所代表とする場合

事業者 (株)飛島工業 代表取締役 飛島一郎

住宅改修施工事業所 (株)飛島工業第一営業所 営業所長 飛島二郎

住宅改修費の代理受領者 (株)飛島工業第一営業所 営業所長 飛島二郎

6 申請書類の記入上の留意事項

- (1) 様式第1号「飛島村住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者 登録届出書」
申請者欄は、事業者代表者名となります。

複数の事業所を登録する場合には、登録する事業所数分の届出書が必要です。

- (2) 様式第2号「飛島村住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱誓約書」

本村の住宅改修費受領委任払い制度に登録いただく事業者の方々には、介護保険法等の法令等を順守いただくのは、もちろん、その他本村の住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者として順守いただくないようについて誓約書の形にしたものです。

申請者欄は、事業者代表者名となります。

飛島村提出用と事業者控えの2部を作成し、提出してください。

事業者控えについては、事業者登録承認通知書とともに後日返送します。

複数の事業所を登録する場合には、登録する事業所数分だけ、飛島村提出用と事業者控えをそれぞれ作成し、提出してください。

- (3) 様式第3号「飛島村住宅改修費受領委任払い制度 代理受領に係る届出書」
登録する事業者がお使いになっている金融機関口座を記入ください。

この金融機関口座が受領委任払い契約に基づき、利用者に代わって住宅改修費を受領するための口座となります。

なお、郵便局口座への振り替えはできませんのでご注意ください。

また、お使いになる口座は、個人名義口座でなく、事業用の口座をお使いください。

申請者欄は、事業者代表者名となります。

複数の事業所を登録する場合には、登録する事業所数分の届出書が必要です。

住宅改修費の代理受領者は、事業者代表者の方が原則となりますが、登録する事業所ごとに受領することも可能ですが、その場合には、事業者の代表者から事業所の代表者等への委任状が別途必要となります。また、複数の事業所の登録を行う場合には、委任状も各事業所ごとに作成する必要があります。

7 その他

事業者登録にかかる申請書類の記載についての照会は、次までお願いします。

飛島村役場民生部保健福祉課介護保険係

電 話 0567 (52) 1001

F A X 0567 (52) 1009